

規制の事前評価書

政策の名称	職業紹介事業者に関する欠格事由	担当部局名	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課	作成責任者名	需給調整事業課長 松本 圭	評価実施時期	平成29年1月
法令案等の名称・関連条項	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条等						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び規制の必要性】</p> <p>○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第6条において規定されている労働者派遣事業者の許可に関する欠格事由と比べた場合、職業安定法第32条において規定されている職業紹介事業者の許可等に関する欠格事由は限定的なものとなっている。</p> <p>○ 両者は労働市場に第三者が介入することによる中間搾取等の防止を目的とすること、労働者派遣事業及び職業紹介事業は業務を兼ねていることが多いことなどを踏まえれば、両者の欠格事由については同程度とすることが適当である。</p> <p>【規制の目的・内容】</p> <p>○労働者派遣事業の許可に係る欠格事由と同様に、職業紹介事業の許可に係る欠格事由について、労働・社会保険関係法令違反で罰金刑に処された者、職業紹介事業の許可を取り消された者の役員であった者、職業紹介事業の許可取消しに係る処分逃れをした者及び暴力団員等職業紹介事業者についても欠格事由に追加する。</p>						
想定される代替案	許可の欠格事由ではなく、事後的な許可の取消し事由とすることとする。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	許可の欠格事由を解消するための措置に要する費用が発生する。	取消し事由を解消するための措置に要する費用が発生する。					
2 行政費用	欠格事由に該当するか否かについて確認するための事務費用が発生する。	取消し事由に該当するか否かについて事後的に確認するための報告徴収・立入検査等の業務費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	事業開始から許可取消しまでの間、職業紹介事業の適正な実施及び求職者等の保護を図る体制を確保できなくなるおそれがある。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	欠格事由に該当する職業紹介事業者をあらかじめ排除することが可能となり、職業紹介事業の適正な実施及び求職者等の保護を図る体制を確保できるようになる。	職業紹介事業者に対する指導監督等を通じて、事後的に不適正な職業紹介事業者の排除を行うことができるが、あらかじめ厳格な審査が行えないことから、職業紹介事業の適正な実施及び求職者等の保護を図る体制が十分に確保できないおそれがある。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案を導入することにより、職業紹介事業者の遵守費用及び行政費用が発生するが、欠格事由に該当する職業紹介事業者をあらかじめ排除することが可能となり、職業紹介事業の適正な実施及び求職者等の保護を図る体制を確保できるようになることの便益と比較して、過大な費用負担とは言えない。 代替案においては、職業紹介事業者の遵守費用及び行政費用が発生し、あらかじめ厳格な審査が行えないことから、職業紹介事業の適正な実施及び求職者等の保護を図る体制が十分に確保できないおそれがある。 これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	「職業紹介等に関する制度の改正について」(平成28年12月13日労働政策審議会建議)(抜粋) 第2 具体的措置 1 職業紹介事業 (1)欠格事由 労働者派遣事業の許可に係る欠格事由と同様に、職業紹介事業の許可に係る欠格事由について、労働・社会保険関係法令違反で罰金刑に処された者、職業紹介事業の許可を取り消された者の役員であった者、職業紹介事業の許可取消しに係る処分逃れをした者及び暴力団員等を追加することが適当である。						
レビューを行う時期又は条件	雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						